

4 都道府県知事は、養成施設の指定をしたとき、第四条第一項の規定により変更の承認をしたとき、同条第二項の規定により変更の届出を受けるとき、第五条の規定により報告を受けるとき、又は第七条の規定により養成施設の指定を取り消したときは、遅滞なく、主務省令で定める事項を厚生労働大臣に報告するものとする。

5 この政令における主務省令は、法第七条第二号若しくは第三号若しくは第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号の規定による学校の指定又は同項第四号若しくは附則第二条第一項各号の規定による高等学校若しくは中等教育学校の指定に関する事項については文部科学大臣及び厚生労働大臣の発する命令とし、養成施設の指定に関する事項については厚生労働大臣の発する命令とする。

(受験手数料)
 第十二条 法第九条第一項の受験手数料の額は、一万五千四百四十円（法第三十八条の規定に基づく厚生労働省令の規定により社会福祉士試験の科目を免除する場合その他厚生労働省令で定める場合には、一万五千四百四十円を超えない範囲内において実費を勘案して厚生労働省令で定める額）とする。

2 法第四十条第三項において準用する法第九条第一項の受験手数料の額は、一万五千三百円とする。

(変更登録等の手数料)
 第十三条 法第三十四条（法第四十二条第二項において準用する場合を含む。）の手数料の額は、千二百円とする。

(登録手数料)
 第十四条 法第三十六条第二項の登録料の額は、四千五百円とする。

2 法第四十三条第三項において準用する法第三十六条第二項の登録料の額は、三千二百円とする。

(法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定)
 第十四条之二 法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品 医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法（第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）、公認心理師法、民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律及び臨床研究法の規定とする。

(権限の委任)
 第十五条 この政令に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

附則
 第一条 この政令は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、昭和六十二年十二月二十日から施行する。

(介護福祉士試験の受験資格の特例に係る高等学校又は中等教育学校の指定)
 第二条 第二条から第十条までの規定は、法附則第二条第一項各号の規定による高等学校又は中等教育学校の指定について準用する。この場合において、第二条中「第七条第二号若しくは第三号

若しくは第四十条第二項第一号から第三号まで若しくは第五号の規定による学校若しくは養成施設の指定又は同項第四号」とあるのは「附則第二条第一項各号」と、「若しくは中等教育学校」とあるのは「又は中等教育学校」と、第四条第一項及び第九条中「学校又は養成施設」とあるのは「高等学校又は中等教育学校」と読み替えるものとする。

(法附則第四条第三号及び第七号第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定)

第三条 法附則第四条第三号及び第七号第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年等における子ども手当の支給に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法（第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）、公認心理師法、民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律及び臨床研究法の規定とする。

(認定特定行為業務従事者認定証の返納)
 第四条 法附則第四条第四項の規定により同条第一項の認定特定行為業務従事者認定証（以下「認定特定行為業務従事者認定証」という。）の返納を命ぜられた法附則第三条第一項に規定する認定特定行為業務従事者（以下「認定特定行為業務従事者」という。）は、遅滞なく、返納を命じた都道府県知事にこれを返納しなければならない。

2 都道府県知事は、他の都道府県知事から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた認定特定行為業務従事者について、法附則第四条第四項の規定により当該認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることが適当と認めるときは、理由を付して、当該他の都道府県知事にその旨を通知しなければならない。

3 都道府県知事は、他の都道府県知事から認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた認定特定行為業務従事者について、法附則第四条第四項の規定により特定行為の業務を停止したときは、当該他の都道府県知事に、その処分の年月日並びに処分理由及び内容を通知しなければならない。

(委託することのできない事務)
 第五条 法附則第五条第一項の政令で定める事務は、次に掲げる事務とする。

一 法附則第四条第二項の規定による認定の事務
 二 法附則第四条第三項の規定による認定特定行為業務従事者認定証の交付の拒否に係る事務（登録研修機関の登録の有効期間）
 第六条 法附則第九条第一項の政令で定める期間は、五年とする。

(準用)
 第七条 第十四条の二の規定は、法附則第二十条第一項の登録について準用する。

附則（平成元年三月二日政令第五六号）
 この政令は、平成元年四月一日から施行する。
 附則（平成六年三月二日政令第六四号）
 この政令は、平成六年四月一日から施行する。
 附則（平成二二年六月七日政令第三三三三号）
 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一八年一月二五日政令第一〇号）抄
 第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

(社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第二十八条 社会福祉士及び介護福祉士法第三条第三号の規定は、施行日以後にした行爲により前条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令第一条に規定する法律の規定に規定する罰金の刑に処せられた者について適用し、施行日前にした行爲により前条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行令第一条に規定する法律の規定に規定する罰金の刑に処せられた者の当該刑に係る欠格事由についてはなお従前の例による。

附則 (平成二十八年三月二七日政令第七一号)

この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二〇年三月二四日政令第六二号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。) 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十年四月一日) から施行する。

(経過措置)

第二条 改正法第二条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第七条第二号若しくは第三号若しくは第三十九条第一号から第三号までの規定による学校若しくは養成施設の指定又は同法第四十条第二項第一号若しくは附則第二条第一項の規定による高等学校若しくは中等教育学校の指定(以下「新指定」という。)を受けようとする者は、この政令の施行前においても、この政令による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令(以下「新令」という。) 第三条(新令附則第二項において準用する場合を含む。)の規定の例により、新指定の申請をすることができ

る。
 2 主務大臣は、前項の規定により新指定の申請があつた場合には、この政令の施行前においても、新指定をすることができ。この場合において、当該新指定は、この政令の施行日にその効力を生ずる。

第三条 この政令の施行の前日に改正法第二条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第七条第二号若しくは第三号又は第三十九条第一号から第三号までの規定による指定を受けている学校又は養成施設(以下「旧指定養成施設等」という。)の設置者は、同日以後において新令第四条第一項に規定する主務省令で定める事項を変更しようとするときは、この政令の施行前においても、同項の規定の例により、承認の申請をすることができ。
 2 主務大臣は、前項の規定により承認の申請があつた場合には、この政令の施行前においても、承認をすることができ。この場合において、当該承認は、この政令の施行日においても、その効力を生ずる。

第四条 この政令の施行の前日に旧指定養成施設等に在学している者(同日以後に旧指定養成施設等に入学し、同日以後に当該旧指定養成施設等を卒業し、又は退学した者を除く。)が同日以後に旧指定養成施設等を卒業し、又は退学するまでの間における当該旧指定養成施設等に対する新令第六条第二項及び第七条(これらの規定を新令第九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、新令第六条第二項中「主務省令で定める基準」とあるのは、「主務省令で定める基準(社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第六十二号)の施行の際現に社会福祉士又は介護福祉士として必要な知識及び技能を修得中の者については、主務省令で定める基準。次条において同じ。)」とする。
第五条 前二条に定めるもののほか、旧指定養成施設等に関し必要な経過措置は、主務省令で定める。

附則 (平成二〇年三月二八日政令第八四号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。) 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十年四月一日) から施行する。

(経過措置)

第二条 改正法第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(次条において「新法」という。) 第四十条第二項第一号から第三号までの規定による学校又は養成施設の指定(以下この条において「新指定」という。)を受けようとする者は、この政令の施行前においても、この政令による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令第三条の規定の例により、新指定の申請をすることができ。
 2 主務大臣(養成施設については、その所在地を管轄する都道府県知事)は、前項の規定により新指定の申請があつた場合には、この政令の施行前においても、新指定をすることができ。この場合において、当該新指定は、この政令の施行の日にその効力を生ずる。

(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 改正法の施行の際現に改正法第三条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条第一号から第三号まで又は第四十条第二項第二号の規定による学校又は養成施設の指定を受けている者(前条第二項の規定により新法第四十条第二項第一号から第三号までに規定する指定を受けた者を除く。)は、改正法の施行の日、それぞれ新法第四十条第二項第一号から第三号まで又は第五号の規定による当該学校又は養成施設の指定を受けたものとみなす。

附則 (平成二二年三月二七日政令第六二号)

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年三月三一日政令第七五号) 抄

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二三年三月三〇日政令第五四号)

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附則 (平成二三年三月三一日政令第九二号) 抄

第一条 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附則 (平成二三年九月三〇日政令第三〇八号) 抄

第一条 この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附則 (平成二三年二月二日政令第三七六号) 抄

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第六条の規定は、公布の日から施行する。

(社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第二条 平成二十四年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間においては、第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令(以下「新社会福祉士及び介護福祉士法施行令」という。) 第一条第一項中「社会福祉士に係る社会福祉士及び介護福祉士法」とあるのは「社会福祉士及び介護福祉士法」と、「社会福祉士又は保健医療」とあるのは「社会福祉」とする。
 2 新社会福祉士及び介護福祉士法施行令第一条第二項及び第十四条の二の規定は、平成二十八年三月三十一日までは、適用しない。

第三条 改正法附則第十三条第一項に規定する特定登録者(同条第二項の規定により申請をした特定登録者を除く。)については、新社会福祉士及び介護福祉士法施行令第一条の規定は適用せず、第五条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行令第一条の規定は、なおその効力を有する。

附則 (平成二四年三月二八日政令第七三三号)

この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則 (平成二五年一月一八日政令第五五号)

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

(施行期日)

1 この政令は、法の施行の日（平成二十九年九月十五日）から施行する。

附 則（平成二十九年九月二一日政令第二四六号）

この政令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年九月二十二日）から施行する。

附 則（平成二十九年一月二七日政令第二九〇号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

附 則（平成三〇年二月二八日政令第四一号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。